

秦野市都市計画審議会の公開に関する取扱要領

(平成16年5月26日施行)

(趣旨)

- 1 この要領は、秦野市都市計画審議会運営要綱(平成16年5月26日施行)第3条第2項の規定により、秦野市都市計画審議会(以下「審議会」という。)の公開について必要な事項を定める。

(会議の公開)

- 2 審議会の会議は、公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、非公開とすることができる。
 - (1) 会議の内容が秦野市情報の公開及び開示に関する条例(平成5年秦野市条例第21号)第9条各号及び第10条各号に該当する場合
 - (2) 会議を公開することにより公正な運営に支障が生じるおそれがある場合
(非公開の決定方法)
- 3 前項の規定により非公開とする場合は、会長が審議会の会議に諮って決定する。

(審議会開催の周知)

- 4 審議会の開催等については、開催日時、場所、議題、傍聴人の定員等を本市ホームページへの掲載等適切な方法により公表する。

(傍聴人の決定等)

- 5 審議会の傍聴方法等については、次のとおりとする。
 - (1) 審議会を公開で行う場合は、会議会場に傍聴席を設ける。
 - (2) 傍聴人の定員は、会議会場を考慮して会長が定める。
 - (3) 傍聴申出の受付は、審議会開催日に所定の場所において開会の30分前から行い、15分前に締め切る。
 - (4) 傍聴申出人が定員を超えた場合は、抽選により決定する。
 - (5) 傍聴人には、傍聴券(別記様式)及び会議次第を交付する。ただし、傍聴券は、退出時に返還する。

(入場制限)

- 6 次の者は、会場に入場することができない。
 - (1) 決定した傍聴人以外の者
 - (2) 銃器その他危険なものを持っている者
 - (3) 酒気を帯びていると認められる者

- (4) 鉢巻き及び腕章の類を着用し、示威的行為をするおそれがあると認められる者
 - (5) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗及びのぼりの類を持っている者
 - (6) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は他の傍聴人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者
- (傍聴人の守るべき事項)

7 傍聴人が守るべきことは、次のとおりとする。

- (1) 審議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
 - (2) みだりに席を離れ、又は騒ぎ立てないこと。
 - (3) 携帯電話機等の電源を切ること。
 - (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
 - (5) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し、又は審議及び他の傍聴人の妨害となるような行為をしないこと。
- (写真、映画、ビデオ等の撮影及び録音等の不許可)

8 傍聴人は、会場において、写真、映画、テレビ等の撮影をし、又は録音等をすることはできない。ただし、事前に会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(審議会会場の秩序の維持)

9 議長は、傍聴人がこの要領に反し、その指示に従わない場合は、その傍聴人を退場させることができる。

(委任)

10 この要領に定めるもののほか、会議の公開について必要な事項は、会長が審議会の会議に諮って定める。

附 則

この要領は、平成16年5月26日から施行する。

別記様式(第5項関係)

<p>_____</p> <p>審 議 会 傍 聴 券</p> <p>秦野市都市計画審議会会長</p>

この傍聴券は、退出の際に御返却ください。

- 1 傍聴中は、次の点に御注意ください。
 - (1) 審議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないでください。
 - (2) みだりに席を離れたり、騒ぎ立てたりしないでください。
 - (3) 携帯電話の電源は切ってください。
 - (4) 飲食や喫煙はしないでください。
 - (5) 会場の秩序を乱したり、審議や他の傍聴人の妨害となるような行為はしないでください。
- 2 傍聴される方は、議長及び係員の指示に従ってください。
- 3 会議終了後は、直ちに退出してください。